

石川労働局 第12次労働災害防止計画

(平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間)

～誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために～

目標

①死亡災害の撲滅を目指して、平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死者の数を 15% 以上減少させること

具体的には、平成 29 年の死者数を 9 人以下とする

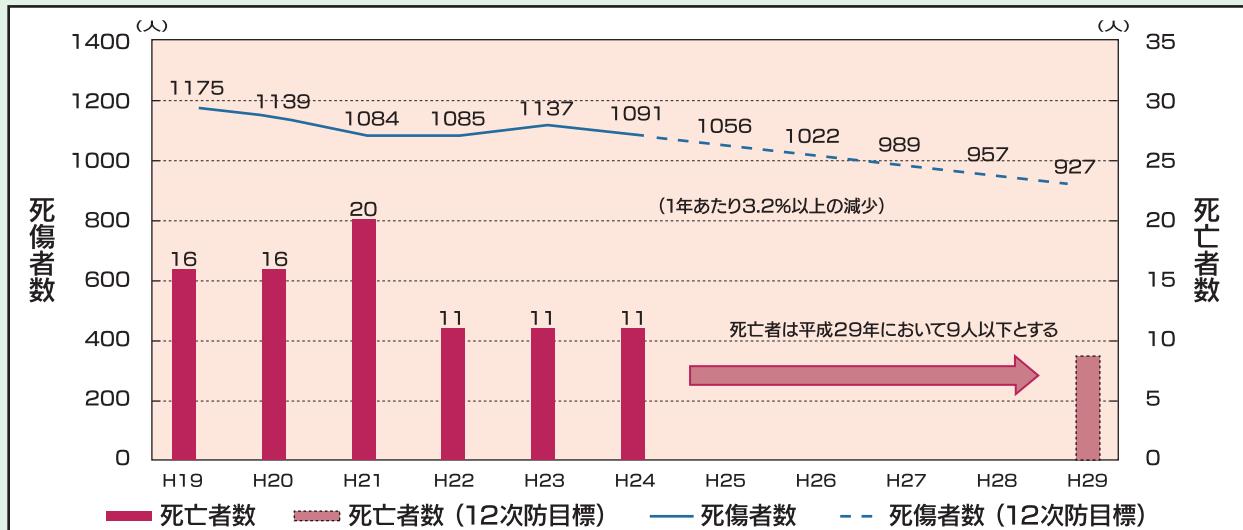
②平成 24 年と比較して、平成 29 年までに休業 4 日以上の労働災害による死傷者の数を 15% 以上減少させること

具体的には、各年の減少率を前年対比で 3.2% 以上とし、平成 29 年の死傷者数を 927 人以下とする

重点対策

- ①死傷災害が多発する業種における、労働災害防止対策の推進
- ②死亡災害、障害が伴う死傷災害などの重篤災害防止対策の推進
- ③高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ④凍結による転倒災害防止対策の推進
- ⑤リスクアセスメントの普及促進及び実施定着
- ⑥重点とする健康確保・職業性疾病対策
- ⑦労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

《労働災害発生状況の推移と本計画の目標》



リスクアセスメントの普及促進

- ・50 人規模以上の事業場に対してリスクアセスメントの実施定着を図ります
- ・建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施定着を図ります
- ・労働衛生分野のリスクアセスメントの普及促進を図ります

《リスクアセスメントの導入状況（全業種）》

事業場規模	50～299 人	300 人～
平成 21 年	30.5 %	43.8 %
平成 24 年	40.2 %	60.4 %

メンタルヘルス対策（数値目標一覧を参照）

次の対策を推進します

- ・メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組
- ・ストレスへの気づきと対応の促進
- ・取組方策の分からぬ事業場への支援
- ・職場復帰対策の促進



（出典：安全衛生管理自主点検結果）

重点対策ごとの具体的取組（重点とする業種対策）

(1) 多発する業種の労働災害防止対策の推進（数値目標一覧を参照）

① 食料品製造業（15%以上減少）

- ・ガイドライン及び改正規則の周知徹底
- ・機械設備の本質的安全の推奨
- ・リスクアセスメントの実施定着
- ・4S活動の確実な実施
- ・未熟練労働者及び非正規労働者対策の推進
- ・食品加工用機械にかかる安衛規則改正の周知及び徹底
- ・見える化対策の推奨（コンクールへの参加勧奨）

③ 小売業（20%以上減少）

- ・大規模店舗・多店舗企業等の労働災害防止意識の向上
- ・バックヤードを中心とした作業場の安全化
- ・転倒災害防止対策の推進
- ・経験年数1年末満及び5年以上の労働者への対応
- ・高年齢労働者対策の推進
- ・食品加工用機械対策の推進

⑤ 飲食店（20%以上減少）

- ・バックヤードを中心とした作業場の安全化
- ・転倒災害防止対策の推進
- ・未熟練労働者対策の推進
- ・食品加工用機械にかかる安衛規則改正の周知及び徹底

② 鉄工関連業種（15%以上減少）

- （鉄鋼業、金属製品・一般機械器具・輸送用機械等製造業）
- ・機械設備の本質的安全の推奨
 - ・リスクアセスメントの実施定着
 - ・転倒、飛来落下災害対策の推進
 - ・未熟練労働者及び非正規労働者対策の推進
 - ・見える化対策の推奨（コンクールへの参加勧奨）

④ 社会福祉施設（10%以上減少）

- ・転倒災害防止対策の推進
- ・腰痛予防対策の推進
- ・未熟練労働者対策の推進
- ・関係機関との連携の促進



⑥ 道路貨物運送事業（10%以上減少）

- ・荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等
- ・トラック運転手に対する安全衛生教育の強化
- ・荷主による取組の強化
- ・交通労働災害防止対策の推進
- ・見える化対策の推奨（コンクールへの参加勧奨）

(2) 死亡災害、障害が伴うなどの重篤災害防止対策の推進（数値目標一覧を参照）

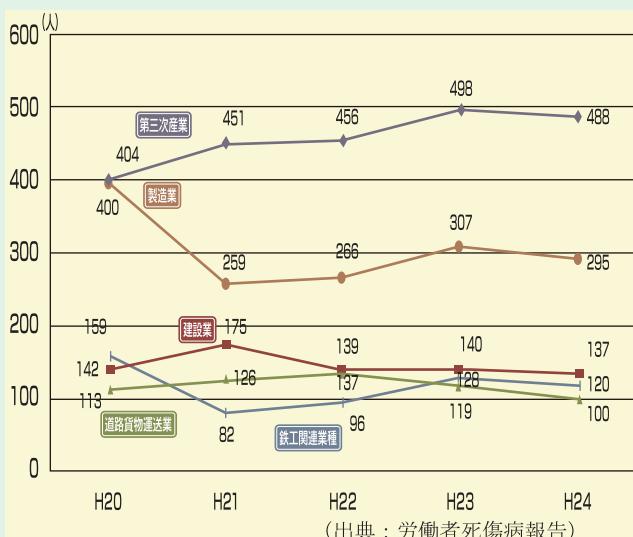
① 建設業

- ・墜落・転落災害防止対策の推進
- ・リスクアセスメントの実施定着
- ・震災の影響による全国的な人材不足等の状況を踏まえた対策の推進
- ・解体工事対策の推進
- ・自然災害の復旧・復興工事対策の推進

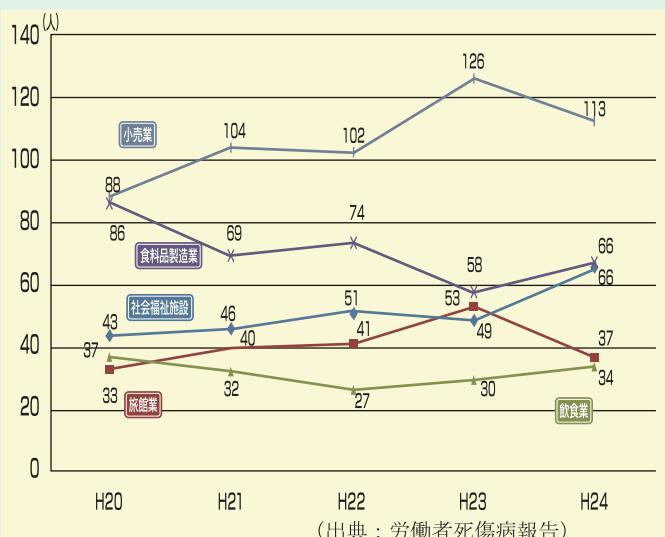
② 製造業

- ・機械災害防止対策の推進
- ・リスクアセスメントの実施定着
- ・労働災害防止団体と連携した取組
- ・未熟練労働者及び非正規労働者対策の推進
- ・見える化対策の推奨（コンクールへの参加勧奨）

《業種別の労働災害発生状況の推移・その1》



《業種別の労働災害発生状況の推移・その2》



石川労働局独自の対策

(1) 凍結等による転倒災害防止対策の推進 (数値目標一覧を参照)

凍結等による転倒災害防止対策の推進を図ります

- ・効果的な覆物の使用
- ・構内における安全マップ（凍結しやすい個所、転倒個所、ヒヤリとした個所等）の作成周知



(出典：労働者死傷病報告)

《高年齢労働者（50歳以上）の労働災害発生状況》

業種	平成19年	平成24年
製造業	50.7%	42.7%
建設業	48.0%	40.9%
道路貨物運送業	33.3%	37.0%
第三次産業	45.9%	57.6%
全産業	45.6%	49.6%

(出典：労働者死傷病報告)

(2) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・身体機能の低下に対応した職場環境改善等による労働災害防止対策の推進を図ります
- ・定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置等による基礎疾患等に関連する労働災害防止を図ります

健康確保・職業性疾病対策

(1) 過重労働対策（数値目標一覧を参照）

- ・健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減を図ります
- ・働き方・休み方の見直しの推進を図ります
不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種
恒常に長時間労働が多い業種・職種



(2) 化学物質による健康障害防止対策

（数値目標一覧を参照）

職場における化学物質管理の推進のため

- ・リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供します
- ・作業環境管理の徹底と改善を図ります



(3) 热中症対策（数値目標一覧を参照）

- ・屋外作業に対する規制の導入（本省で検討）、その周知を図ります
- ・熱中症対策製品の客観的評価、その結果に基づく適切な製品の選択等の普及・啓発を図ります



(4) 受動喫煙防止対策（数値目標一覧を参照）

- ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るために教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進します
- ・職場での禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の実施の徹底を図ります

労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

- ・行政が保有する労働災害関連情報を提供及び活動の支援を行います。また、関係事業場や関係団体など実施すべき対策等の周知についての要請を図ります
- ・専門的、技術的な指導については、労働安全・衛生コンサルタント、安全衛生専門委員等を活用し、事業場の安全衛生水準の向上を図ります

数値目標の一覧

1. 全業種

- ①死亡災害を平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死者の数を15%以上減少させること
具体的には、平成29年の死亡災害を9人以下とする
- ②平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させること
具体的には、各年の減少率を前年対比で3.2%以上とし、平成29年の死傷災害を927人以下とする

2. 重点対策ごとの具体的な取組

(1) 重点とする業種対策

ア 死傷災害が多発する業種の労働災害防止対策の推進

業種	目標とする減少率	具体的な数値
食料品製造業	平成24年と比較して、平成29年までに	15%以上減少させる 56人以下
鉄工関連業		15%以上減少させる 鉄鋼業で12人以下 金属製品製造業で31人以下 一般機械器具製造業で40人以下 輸送機械製造業で17人以下
小売業		20%以上減少させる 90人以下
社会福祉施設		10%以上減少させる 59人以下
飲食店		20%以上減少させる 27人以下
道路貨物運送事業		10%以上減少させる 90人以下

イ 死亡災害、障害が伴う重篤災害防止対策の推進

建設業	平成24年と比較して、平成29年までに20%以上減少させる	4人以下とし、第12次労働災害防止計画期間中の死亡者数の合計を21人以下（第11次労働災害防止計画期間中の合計値）とする
製造業	第11次防計画期間中の死亡者数の合計値11人を5%以上減少させる	具体的には第12次労働災害防止計画期間中の死亡者数の合計を10人以下とし、毎年の死亡者数を2人以下とする

(2) 石川労働局の特性とする対策(凍結等による転倒災害防止対策の推進)

過去5カ年（平成20年12月～平成25年2月）における凍結等に起因する転倒災害の平均値死傷者数を20%以上減少させる。具体的には47人以下とする

(3) 健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策	平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする
過重労働対策	平成23年と比較して、平成29年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を30%以上減少させる
化学物質による健康障害防止対策	平成29年までにGHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質製造者の割合を100%とする
腰痛予防対策	平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上の死傷者の数を10%以上減少させる
熱中症対策	平成20年から平成24年までの5年間（18人）と比較して、平成25年から平成29年までの5年間で、熱中症による休業4日以上の労働災害の死傷者の数を20%減少させる。具体的には16人以下とする
受動喫煙防止対策	平成29年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする

（毎年、計画の実施状況の確認、評価を行うこととし、必要に応じ計画の見直しを検討する）